

**琵琶湖疏水記念館展示品の補修・保存及び複製品制作等実施業務
公募型プロポーザル募集要項**

本業務は、琵琶湖疏水記念館において展示している「従滋賀県近江国琵琶湖至京都通水路目論見実測図」（以下「対象資料」という。）について、補修・保存及び複製品の制作等を実施するものである。

本業務の実施に当たっては、対象資料が重要文化財の附資料に指定されていることを踏まえ、文化財等に対する専門的な知識・技術等のほか、補修・保存及び複製品の制作に係るノウハウなどが求められるため、公募型プロポーザルによって受託候補者を選定する。

1 委託業務名

琵琶湖疏水記念館展示品の補修・保存及び複製品制作等実施業務

2 業務内容

別紙仕様書のとおりとする。なお、本業務の仕様書に定めのない内容であっても、本業務の目的に適合と思われる手法等がある場合は、積極的に提案を行うこと。

3 業務期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

4 契約金額の上限額

23,100千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和8年度 7,700千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和9年度 15,400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※ 各年度の提案限度価格を超えた提案は無効とする。

5 応募資格

以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市上下水道局の令和8年度の競争入札有資格者名簿（物品）に登録されていること、又は京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に定める者であること。
- (2) 本件公表の日から、本市が受託候補者を通知する日までの間において、京都市上下水道局入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 本業務の主旨を十分に理解したうえで、本業務を確実に実施できること。

- (6) 応募は単独に限らず共同事業体でも可とする。ただし、共同事業体による参加の場合は、共同事業体を構成する全ての事業者が上記(1)から(5)の要件を満たしていること。

6 応募書類の提出

(1) 提出資料

提出資料	説明	部数
参加申込書 (指定様式)	<ul style="list-style-type: none"> 本プロポーザルへの参加意思を本様式で表明すること。 	1部
提案書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> 原則としてA4縦用紙に横書きとし、ページには通し番号を付すこと。ただし、図面等はA3版をA4版に折りたたむことができる。 別添仕様書に定めた内容のほか、業務の範囲内で独自の提案があれば、提案すること。 	6部
実施体制等 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> 実施責任者、業務従事者など、事務局の業務実施体制を記載すること。 	6部
類似業務の実績に関する資料 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> 本市の委託業務又は本委託業務と同等の業務実績について、案件名、契約期間、業務内容、受託金額等がわかる資料を提出すること。 	6部
提案企業概要 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）、設立年月日、事業概要を記載すること。 ※ 上記内容を記載している場合は、企業案内パンフレットの提出によって代えることができる。 	6部
見積書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を表紙に記入すること。また、別添仕様書に示した業務ごとに内訳を明記すること。 見積書の宛先は「京都市公営企業管理者上下水道局長」とすること。 	6部
各種証明書 ※競争入札参加有資格者でない場合 (原本、応募日から3か月以内に発行されたもの。)	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本 (法人の場合のみ)	1部
	印鑑証明書	1部
	法人税又は所得税及び消費税の未納がないことを証する納税証明書	1部
	京都市の市民税及び固定資産税の未納がないことを証する納税証明書 ※ 法人にあっては、京都市内に事業所等が所在する場合又は法人名義の固定資産を所有する場合のみ。個人にあっては、京都市内に住民票がある場合又は京都市内に固定資産を所有	1部

	する場合のみ。	
	調査同意書（水道料金・下水道使用料）（指定様式） ※ 京都市内に事業所等があり、当該事業所等の水道の利用者 名義が応募者（共同事業体にあつては、その代表者又は構成 員）名義の場合のみ。	1部
	京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は 同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓 約書（指定様式）	1部

(2) 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時必着

(3) 提出方法

紙出力のうえ郵送又は持参すること。郵送の場合は、期限内必着とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から正午及び午後1時から午後5時（土曜日・日曜日・祝日を除く。）とする。

(4) 提出先

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局総務部総務課（担当：伊津野、樋口）

電話：075-672-7709 FAX：075-682-2711

電子メール：s.koho@suido.city.kyoto.lg.jp

7 質問の受付及び回答

(1) 質問者の資格

本要項及び仕様書等についての質問ができるのは、5の応募資格要件を満たしている者とする。

(2) 質問受付期限

令和8年5月22日（金）正午必着

※ 期限を過ぎた質問は一切受け付けない。

(3) 質問方法

電子メールでの受付とし、6(4)提出先に記載のメールアドレスに提出すること（電話、面談での質問は不可）。

(4) 回答

質問者に関する情報は伏せたうえで、令和8年5月26日（火）を目途に、京都市上下水道局ウェブサイトに掲示する（個別には回答しない。）。

8 審査及び受託候補者の選定

応募事業者の提出資料に基づき、審査のうえ、最も優れた提案をしたと認められる事業者を受託候補者として選定する。なお、必要に応じて提出資料等の内容についてヒアリングを実施する場合があります、その際の開催日時及び開催場所などについては別途通知する。また、提出資料の内容について本市から電子メール等により質問する場合がありますため、質

問事項に対する回答を速やかに行うこと。

(1) 審査基準

ア 評価票（別紙）に基づき採点のうえ、各項目の合計点で順位を決定し、最も順位の高い提案者を受託候補者として選定する（審査者1名当たり100点、計400点満点）。ただし、基準点を240点とし、最高得点が基準点未満の場合は、当該事業者について、本業務を適切に履行する能力を有すると認められないと判断し、受託候補者として選定しない。

イ 審査者は、以下の職員をもって構成する。

上下水道局総務部総務課長

上下水道局総務部総務課広報担当課長

上下水道局琵琶湖疏水記念館資料研究専門員（2名）

ウ 最高得点の者が複数あるときは、審査者の協議により、第1順位の受託候補者を決定する。

エ プロポーザル応募書類を提出した者が1者のみの場合、合計点数が基準点を超える場合のみ、当該応募者を受託候補者として選定する。

オ 受託候補者を選定できなかった場合は、再度公募を実施する。

(2) 選定結果の通知及び公表

本プロポーザルによる受託候補者の選定結果は、令和8年6月中旬頃に全ての応募者に対して書面により通知する。また、受託候補者を選定した後に、選定結果、参加した事業者及び評価点等の情報を当局ウェブサイトにて公表する。

9 契約の締結

選定した受託候補者と契約に関する協議を行い、詳細な業務内容及び契約条件について合意した後に委託契約を締結する。ただし、業務内容については、協議により変更する場合がある。

なお、委託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の事業者を受託候補者として協議を行う。

10 留意事項

- (1) 応募書類提出後の追加及び修正は、一切認めない。
- (2) 提出資料の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出資料は応募者に返却しない。
- (4) 本市は、応募事業者に無断で提出物を本プロポーザル以外に使用しない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたとき、その他プロポーザルに関する条件に違反したときは、その時点でその者の参加を取り消すものとする。
- (6) 提出資料の作成のために必要な場合、令和8年5月19日～同22日の期間において、琵琶湖疏水記念館の運営に支障のない範囲において、対象資料の現物の確認を行うことを認める。対象資料の現物の確認を行いたい場合、令和8年5月20日（水）までに、電子メールにて「6(4) 提出先」に記載の宛先に問い合わせること。

1 1 本件プロポーザルのスケジュール（予定）

提案募集開始	令和8年5月18日（月）
事前質問受付期限	令和8年5月22日（金）正午（必着）
事前質問回答	令和8年5月26日（火）
参加申込様式・提案書類提出期限	令和8年6月1日（月）午後5時（必着）
選定結果通知	令和8年6月中旬頃

琵琶湖疏水記念館展示品の補修・保存及び複製品制作等実施業務

評 価 票

提案書類等を踏まえ、下記の表の各評価項目及び評価内容について A～E の評価を行い、各項目の配点にそれぞれの評価に応じた以下の係数を乗じたものを評価点とする。

- A 具体的かつ独自の工夫が見られ、非常に高い効果が見込まれるもの・・・配点の 100%
- B 具体的な工夫が見られ、高い効果が見込まれるもの・・・配点の 80%
- C 具体的な工夫が見られ、効果が見込まれるもの・・・配点の 60%
- D 具体的な工夫が見られ、若干の効果が認められるもの・・・配点の 40%
- E 仕様は満たしているが、具体的な工夫が見られない、又は効果が見込まれないもの・・・配点の 20%

※ 見積価格については、計算式に基づき評価点を付する。

評価項目	評価内容	配点
提案内容	対象資料の現状を踏まえて、本業務の進め方や手法等について具体的かつ実現性のある内容となっているか。	30
	提案内容は、対象資料が重要文化財の附資料であることを踏まえた、適切かつ効果的な手法となっているか。	40
実施体制	仕様書に定められた業務を的確かつ迅速・安定的に実施するために必要な体制を確保しているか。 ○ 当局との窓口として連絡責任者を配置し、団体内部の指揮命令系統が確保されている。 ○ 緊急時の連絡体制が確保されている。	10
類似業務の実績	これまでに、一部業務の再委託を含め、本業務と同種・類似の業務を実施した実績があるか。 ○ 過去10か年の間に、本市又は国、その他の地方公共団体等の委託業務において、本委託業務と同種・類似の業務を受託し、かつ円滑に実施した実績がある。	10
見積金額	10点×(最低価格/評価対象価格) ※小数点以下第2位は四捨五入する。	10
合計		100